

日出町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3月22日

日出町長 工 藤 義 見

日出町条例第21号

日出町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日出町営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年日出町条例第14号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3条」を「第3条—第3条の4」に改める。

第1条中「町営住宅法」を「町営住宅」に改める。

第3条の次に次の3条を加える。

（町営住宅及び共同施設の整備基準）

第3条の2 町営住宅及び共同施設の整備基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備すること。
- (2) 安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備すること。
- (3) 高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できるように整備すること。
- (4) 建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管

理に要する費用の縮減に配慮すること。

- (5) 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(平成9年法律第37号)第2条に規定する新エネルギー利用等に配慮して整備すること。
- (6) 地域の歴史的な街並みやまちづくりに配慮して整備すること。
- (7) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業その他の福祉サービスに供する施設と一体的に整備される場合においては、入居者の良好な居住環境並びに当該施設の利用者の利便及び安全に配慮して整備すること。
- (8) 敷地の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定すること。
- (9) 敷地が地盤の軟弱な土地、がけ崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置を講ずること。
- (10) 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設を設けること。

(町営住宅の整備基準)

第3条の3 前条に定めるもののほか、町営住宅の整備基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置とすること。
- (2) 住棟は、地域の住宅事情及び多様な世帯の入居に配慮し、必要に応じて間取り及び規模が異なる住戸を組み合わせて整備すること。
- (3) 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置を講ずること。
- (4) 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエ

エネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置を講ずること。

- (5) 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置を講ずること。
- (6) 住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置を講ずること。
- (7) 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置を講ずること。
- (8) 住戸の1戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）は、25平方メートル以上とすること。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。
- (9) 各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線を設けること。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあつては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。
- (10) 各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置を講ずること。
- (11) 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者、障害者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置を講ずるとともに、必要に応じて子育てに配慮した措置を講ずること。
- (12) 通行の用に供する共用部分には、高齢者、障害者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置を講ずること。
- (13) 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設を設けること。この場合においては、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境

の確保に支障が生じないように考慮すること。

- 2 公営住宅の買取り又は公営住宅の借上げ（町営住宅の用に供することを目的として建設された住宅及びその附帯施設の買取り又は借上げを除き、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号）第2条第1項に規定する公的賃貸住宅等を買取り、又は賃借する場合にあっては、同法第6条第1項に規定する地域住宅計画に基づき実施される買取り又は借上げに限る。）に係る町営住宅については、前項第2号、第4号から第7号まで及び第9号から第12号までの規定は適用しない。

（共同施設の整備基準）

第3条の4 第3条の3に定めるもののほか、共同施設の整備基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものとする。
- (2) 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものとする。
- (3) 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮して定めること。
- (4) 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置すること。
- (5) 通路における階段は、高齢者、障害者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路を設けること。
- (6) 児童遊園、集会所並びに広場及び緑地は、入居者相互間及び入居者と地域住民との間の交流が促進されるよう配慮して整備すること。

第6条中「次（）」を「次の各号（）」に、「令第6条第1項に規定する」を「規

則で定める」に改め、「という。）」の次に「にあっては第2号から第6号まで、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第20条第1項に規定する居住制限者にあっては第4号及び第6号」を加え、「建設省令」を「国土交通省令」に改め、「第4号」の次に「及び第6号」を加え、同条第3号アを次のように改める。

ア (ア)又は(イ)に該当する場合 214,000円

(ア) 入居者又は同居者に a から g までのいずれかに該当する者がある場合

- a 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの
- b 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度のもの
- c 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- d 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者
- e 海外からの引揚げ者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- f ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- g 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成1

3年法律第31号) 第1条第2項に規定する被害者で規則で定める
もの

(イ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

第6条第3号イ中「令第6条第5項第2号に規定する金額」を「214,000円(当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円)」に改め、同号ウ中「令第6条第5項第3号に規定する金額」を「158,000円」に改め、同条第4号中「明らかな者」を「明らか」に改める。

第12条第1項後段を削り、同条第2項を次のように改める。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による承認をしてはならない。

(1) 当該承認による同居の後における当該入居者に係る収入が第6条第3号に規定する金額を超える場合

(2) 当該入居者が法第32条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当する場合

(3) 入居者が同居させようとするものが暴力団員である場合

第12条に次の1項を加える。

3 町長は、入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該入居者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させることが必要であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、第1項の規定による承認をすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する町営住宅及び共同施設又は新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の町営住宅及び共同施設について

は、この条例による改正後の日出町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（以下「新条例」という。）第3条の2から第3条の4までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

（入居資格者の特例）

- 3 平成28年3月31日までの間における新条例第6条第3号ア(イ)の規定の適用については、同号ア(イ)中「入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満」とあるのは「入居者が平成25年4月1日前に57歳以上であり、かつ、同居者のいずれもが18歳未満の者又は平成25年4月1日前に57歳以上」とする。

